

令和 8 年度
十三湖農地防災事業

芦野頭首工係留施設撤去他工事

特別仕様書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

十三湖農地防災事業芦野頭首工係留施設撤去他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目 的

本工事は、国営十三湖土地改良事業計画に基づき、芦野頭首工工事で設置された係留施設の撤去、護岸復旧及び高水敷護岸の造成等を行うものである。

2 工事場所

青森県つがる市稲垣町下繁田川袋島地内他

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 一般

河 川 名：一級河川岩木川

流 域 面 積：2,540km²

計画高水流量：3,900m³/s （計画高水位 HWL5.736m）

地 質：沖積層

(2) 主要工事内容

ア 係留施設工

（ア） 係留施設撤去工（左岸下流側） 1 式

（イ） 係留施設撤去工（左岸上流側） 1 式

イ 護岸復旧工

（ア） 左岸下流側護岸復旧工 1 式

（イ） 左岸上流側護岸復旧工 1 式

ウ 高水敷護岸工

（ア） 大型連節ブロック護岸 2,870 m²

エ 左岸魚道工

（ア） 階段式魚道追加隔壁工 1 式

オ 仮設工 1 式

4 工事数量

別紙－1の「工事数量表」のとおりとする。

第3章 施工条件

1 工程制限

河川法の協議に基づく許可条件により、河川内工事については、原則として10月11日～翌年3月31日の期間で実施するものとする。

なお、準備工等において、10月11日～翌年3月31日の期間以外に高水敷等で作業が必要となる場合は、監督職員と事前に協議し、承諾を得た場合は実施できるものとする。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等69日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編 1-1-11 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

4 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

2 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

- (1) 芦野頭首工付帯施設整備他工事（施工予定時期 令和8年5月～令和8年12月）

3 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、工種毎の初期段階において、騒音、振動調査を工事現場敷地境界で実施するものとし、調査時期及対象工種は、監督職員と協議するものとする。

(2) 交通対策

公道の利用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に支障が生じないようにするものとする。冬期間の通行については、十分注意し、事故防止に努めなければならない。

また、工事車両が現場から公道へ乗り入れる場合は、タイヤなどの泥を極力除去してから通行するものとし、路面の汚れが生じた場合は速やかに清掃し、道路の汚損防止に努めるものとする。

(3) 保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

イ 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
河川内工事用進入路 (下流)	1名/日	1名	昼間	無

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4 関係機関との調整

(1) 関係諸法令、諸規則の遵守

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編 1-1-45 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

(2) 道路法に基づく協議

本工事で使用する仮設道路は、道路法適用（公道取付け区間）工事であり、監督職員が

提示する道路の使用に関する条件を厳守するものとする。

受注者は工事施工に当たり監督職員と十分に打合せのうえ、現場状況と比較し疑義が生じた場合には、速やかに協議すること。

5 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-37及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 工事用道路

施工現場への資機材搬入は、県道43号五所川原車力線を利用するものとする。

なお、一般の通行に支障を来さないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

また、善良な道路使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

2 仮設工

(1) 仮設ヤード

ア 工事期間中は、河川高水敷地を河川内仮設ヤードとして使用できるものとするが、洪水対策など施工計画書と合わせて提出するものとする。

イ 仮設ヤードの維持管理については、受注者の責任において実施するものとし、使用前には計測及び写真撮影など現状の確認を行い、使用後は本工事において原形への復旧を行うものとする。

なお、善良な使用にも関わらず補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定しているが、現場状況により変更が必要な場合は、排水量を確認し監督職員と協議するものとする。

施 工 場 所	排 水 量	備 考
左岸上流側護岸復旧工	0～7m ³ /h 未満/箇所	
左岸魚道工	0～7m ³ /h 未満/箇所	

4 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地は図面に示す箇所とし、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
中里山受入地	北津軽郡中泊町大字浅井字尾別地内	790m ³	土砂
		2,100m ³	割栗石

(2) 搬出量の実績は、土量検収を行ったうえ、監督職員に報告するものとする。

(3) 指定している受入先で、建設発生土の受入れが難しい場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

5 除雪工

除雪は降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地は、別図－１，２「工事用地図」に示すとおりである。

- (1) 河川外仮設ヤードについては、発注者がつがる市と借地契約を行い工事期間使用するものとするが、風による資材の飛散など、周辺水田及び住宅地への影響がないように留意し使用しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙－２に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。

第7章 支給材料

1 支給材料

支給する材料は、次のとおりである。

品 名	規 格	単位	数量	備 考
連節ブロック	A型	枚	2,837	
	B型	枚	61	
割栗石	15～20cm	m3	648	
大型土のう	耐候性	袋	44	
袋詰め玉石	2ton型	袋	61	
鋼矢板	ハット型45H 14.0m	枚	12	

2 引渡し場所

- (1) 連節ブロック、割栗石、大型土のう、袋詰め玉石
青森県つがる市稲垣町下繁田磯繁 141 番（旧小学校ヤード）
- (2) 鋼矢板
青森県北津軽郡中泊町大字尾別字浅井 242-1

3 引渡し時期

監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

4 引渡し方法

引渡し及び引渡し場所から工事現場までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法（平成 30 年 5 月 30 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）

での製造品とする。

- (1) 鉄筋コンクリート用棒鋼
異形棒鋼 JIS G 3112 SD345 D13, D16
- (2) かごマット
角形じゃかご JIS A 5513
- (3) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比	セメントの 種類	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25 ※1	65%以下	BB	調整コンクリート
鉄筋コンクリート	24	12 (参考) ※2	25 ※1	55%以下	BB	階段式魚道 追加隔壁工, 笠コンクリート

※1 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

※2 本工事の特別仕様書、工事数量表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。施工条件等によりスランプを変更する場合は、監督職員と協議のうえ、受発注者間でスランプの確認を行い変更することができるものとし、使用するコンクリートの配合計画書を監督職員に提出し承諾を受けるものとする。

また、スランプが 12cm を超える場合は、試し練りを行い材料分離抵抗性について確認するものとする。

- (4) 鋼矢板
本工事(仮設は除く)において使用する鋼矢板は、原則として SYW295 若しくは、SYW390 を用いるものとする。

2 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材料名	提出物
鉄筋	カタログ、[納品時]ミルシート
コンクリート	配合報告書、試験成績書
プライマー	カタログ、試験成績書
材料名	提出物
鋼矢板	カタログ、試験成績書
コーティング材	カタログ、試験成績書
吸出し防止材	カタログ、性能評価報告書
かごマット	カタログ

3 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
敷鉄板	t=22mm	つがる市

第 10 章 施 工

1 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点は、下表に示す基準点を使用するものとする。

既知点	基準点	備考
農芦 1 No. 1	X : 104272.060m Y : -35836.882m H : 7.330m	右岸
農芦 2 No. 1	X : 104003.690m Y : -36078.576m H : 7.404m	左岸

(2) 検測又は確認

ア 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種	確認内容	確認時期	遠隔 確認 対象	備 考
左岸魚道工	幅、厚さ、高さ	施工完了時点で 1 箇所		
連節ブロック	基準高	初期施工段階で 1 箇所		
高圧噴射攪拌工	改良位置	初期施工段階		
	改良長	施工完了時点で 1 箇所		
防食コーティング工	コーティング厚、 付着強度	施工完了時点で 1 箇所		
指定仮設工 (仮締切他)	延長、基準高	設置完了時点で 1 箇所		

2 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設	住 所	受け入れ 時 間	事業区分
アスファルト・ コンクリート塊	(有)伊南商事	青森県五所川原市金木 町川倉七夕野 84 番 1121、84 番 1161	8 時～17 時	再資源化 施設業者
廃プラスチック	(株)新岡組	青森県北津軽郡鶴田 町大字廻堰字大沢 81-188	8 時～17 時	再資源化 施設業者
金属くず	(有)ローズリ ー資源	青森県青森市大字駒 込字深沢 5-303	8 時～17 時	再資源化 施設業者

3 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工 程		作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

工 程		作 業 内 容	分別解体等の方法
作業内容及び解体方法	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

4 土工

(1) 掘削

掘削土は、現場内で流用するものとし、残土が発生した場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

(2) 埋戻し

埋戻し材料は、掘削土を流用し優先的に使用することとするが、掘削土が埋戻材に適さないと考えられる場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

5 左岸上流側護岸復旧工

(1) 地盤改良工

ア 鋼矢板背面に図面に示す深さまで固結工法による地盤改良を行なうものとする。

イ 改良工法は、高圧噴射攪拌工法とする。

ウ 固化材は、普通ポルトランドセメント又は同等以上の性能を有するセメント系固化材とし、所定の改良強度を確保できるものとする。

エ 改良強度及び注入率

現場改良目標 一軸圧縮強度	想定注入率	備 考
qu=500kN/m ²	28.0%	

オ 水セメント比、混和材の使用有無及び配合比は、事前の試験施工結果に基づき決定し、監督員の承諾を得るものとする。

カ 削孔は所定の改良位置に削孔機を正確に据え付け、図面に示す深度まで鉛直に削孔を行う。削孔に際しては孔曲がりの防止に留意し、削孔径は設計値以上を確保するものとする。

キ 削孔完了後、孔底より噴射ノズルから高圧で固化材スラリー（必要に応じて空気及び清水）を噴射しながら、ロッドを回転させつつ所定の引上げ速度で引上げ、地盤の切削・攪拌・混合を行う。噴射圧力、噴射量、回転数及び引上げ速度は、試験施工結果及び設計条件を踏まえ、監督員の承諾を得た施工諸元により施工するものとする。

ク 改良体は、図面に示す径及び改良長を満足するよう連続して造成し、施工途中での不連続や品質低下を生じさせないよう留意するものとする。

ケ 噴射攪拌により発生した余剰泥水及び排土は速やかに回収し、関係法令等に基づき適正に処分するものとするが、処分方法については監督職員と協議するものとする。

(2) 防食対策工

ア 素地調整工

(ア) 素地調整は、ブラスト面形成動力工具を使用して行うものとする。

(イ) 素地調整後の鋼矢板表面は、ISO 8501-1 に規定される St3 相当以上とし、ミルスケール、浮き錆及び剥離性のある錆を除去した状態とすること。

(ウ) 素地調整後の表面粗さは、後続する防食被覆に適した表面粗さを確保すること。

- (エ) 素地調整後は、研削粉、金属粉、粉塵等をエアブロー等により完全に除去するものとする。

イ 防食コーティング工

- (ア) 本工事に使用する防食被覆材料は、無機質系を主体とし、鋼材に対して高い付着性及び耐久性を有するものとする。
また、腐食性環境下において、一般的な重防食塗装を上回る長期防食性能が期待できる材料とする。
- (イ) コーティング材の使用量は、施工面積、施工時間、材料等の可使時間等を考慮して決定するものとし、所定の混合比率「重量比で、(主材) 5 : (硬化材) 1」にて、ハンドミキサー等を用いて色斑がなくなるまで十分に練り混ぜるものとする。
また、使用量 1kg に対して、最大 200cc の割合で専用希釈材（シンナー）を加えるものとする。
- (ウ) 練り混ぜ完了後、ローラ・ハケ・スプレーガン等を使用し、コーティング厚 200μm を確保するように施工しなければならない。
- (エ) 表面に油分、水分、結露がないことを確認したうえで施工するものとする。
- (オ) 施工完了後、材料のたれ、浮き、ピンホール等施工不良の有無を目視にて確認し、不良箇所がある場合は、再度コーティング（タッチアップ等）する等、適正な処理を行わなければならない。

ウ 養生

- (ア) 硬化時間及び可使時間は、温度に左右されやすいことから、悪天候、養生中の材料凍結が予想される場合は施工を行わないものとする。
- (イ) コーティング材は、施工母材温度も品質に影響する可能性があるため、5℃以下の環境下では施工してはならない。実際の施工時の温度管理方法に当たっては、監督職員と協議し決定するものとする。
- (ウ) 養生方法について変更する場合には、監督職員と協議するものとする。

エ 材料の保管

- (ア) 材料は、通気性がよく、直射日光が当たらない、0℃～30℃の場所に保管しなければならない。
- (イ) 主材と硬化材は別々の容器で密閉しておかなければならない。

第 11 章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

ア 地盤改良工の施工管理

- (ア) 改良体の出来形については、改良位置及び改良長を直接確認するものとする。
- (イ) 改良体径については、地中構造物であり完成後の直接測定が困難であることから、噴射圧力、引上げ速度、回転数、注入率等の施工管理記録により間接的に確認するものとする。
- (ウ) 改良体の品質管理については、材料管理及び施工管理記録の確認に加え、改良体の一軸圧縮強度により改良強度を満足していることを確認するものとする。
- (エ) 撮影記録による出来形管理については、施工位置、改良長及び施工状況が確認できるよう、各施工段階において適切に撮影記録を作成するものとする。

イ 防食対策工の出来形管理

防食対策工の直接測定による出来形管理は、以下のとおりとする。ただし、工法により以下に拠り難い場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定（試験）基準
防食コーティング工	外観	被覆面の異物混入、塗り漏れ、むら、浮き、ピンホール等がないこと	コーティング完了後
	厚さ	200 μ m以上	1箇所(5測点)測定し、5測点の平均値が設計コーティング厚の90%以上かつ、5測点の最小値が設計コーティング厚の70%以上
	面積	施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について、展開図又はその他の測定（求積）によって確認する
	付着強度	1箇所3個の試験値が1.5N/mm ² 以上	表面被覆後、1箇所（1箇所当たりの試験数は3個）

ウ 防食対策工の写真管理

防食対策工の撮影記録による管理項目は以下のとおりとする。

工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
着手前	全景又は代表部	着手前	着手前1回
完成写真	〃	完成後	完成後1回
施工状況	各工種施工状況	施工中	随時
試験施工	実施状況・結果	試験実施中	表面処理前・試験後
使用機械	主要機械	機械搬入時	現場搬入時（1回）
主要材料	使用量	材料搬入時	搬入の都度
		施工完了時	完了時
出来形管理	コーティング厚	完成時	代表箇所
	塗り長さ		
	面積		
品質管理	付着強度	付着強度試験後	試験後

(2) 工事現場等における遠隔確認について

ア 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

イ 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。

ウ 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。

エ 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3 六価クロム溶出試験

(1) 本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職

員と協議するものとする。

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

対象工種	対象工法	配合設計段階 検 体 数	備 考
地盤改良工	高圧噴射攪拌工法	1 検体	1 試料× 1 材令× 1 水固化材比 × 1 固化材種類× 1 添加水準

- (2) 試験では下記の基準値を満足することを確認するものとし、基準値を越える場合は、監督職員と協議するものとする。

項 目	基 準 値	備 考
六価クロム	0.05mg/リットル	H3. 8. 23 環境庁告示第 46 号(排水基準)

4 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、(1) から (4) によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、アに示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

1 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（令和８年４月）（農林水産省農村振興局整備部設計課）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工において、３次元起工測量、３次元設計データ作成、ＩＣＴ建設機械による施工、３次元出来形管理等の施工管理及び３次元データの納品の全て又は一部で、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。

2 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、当該技術を活用できるものとし、その実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

3 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

4 貸与資料

必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

5 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用ＴＳ等光波方式等を準備しなければならない。

6 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、ガイドラインに基づき提出しなければならない。

7 情報化施工技術の活用に要する費用

（１） ２の協議により活用することとした、情報化施工技術の活用に要する費用については設計変更の対象とし、ガイドラインに基づき計上することとする。

（２） 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。

また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

第 13 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- （１） 土質
- （２） 関連工事との調整に係るもの
- （３） 第三者との協議により設計変更が生じた場合
- （４） 交通誘導警備員に変更が生じた場合
- （５） 除雪量に変更が生じた場合
- （６） 建設発生土等の受入地又は処分量等に変更が生じた場合
- （７） 防食対策工の施工方法に変更が必要となった場合
- （８） 管理用道路工を追加する場合
- （９） 六価クロム溶出試験の試験方法、検体数に変更が生じた場合
- （１０） 各種復旧工が必要となった場合
- （１１） 騒音振動調査の回数を変更する場合
- （１２） 仮設照明設備が必要となった場合

- (13) 設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成を監督職員が指示した場合
- (14) その他本仕様書に定めのないもの

第 14 章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第 15 章 その他

1 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成のうえ合意した単価合意書は、公表するものとする。

2 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

ア VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

ア 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

ア 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ オの変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の力の VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3 電子納品

(1) 工事完成図書を共通仕様書第 1 編 1-1-40 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副 2 部

4 主任技術者等の専任期間

(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

(2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

(3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 web サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

(1)、(2)、(3) 及び (4) の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費の含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(6) 打合せ記録

工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容又は、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確

認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

7 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27 年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値（%） = 真夏日率 × 1.2

8 快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式（洋風）便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

ウ 臭い逆流防止機能

エ 容易に開かない施錠機能

オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

ケ サニタリーボックス

- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- 【推奨する仕様、付属品】
- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、(1) の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議のうえ、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本項の対象外とする。

9 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 4 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 昇降設備の充実 イ 環境負荷の低減 ウ ICT設備の充実 エ 作業負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） エ 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設の充実 イ 盗難防止対策 ウ 健康関連施設の充実 エ 野生生物・害虫対策等
地域連携	ア 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） イ 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ウ 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） エ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

- (3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。

なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間

分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

- (4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

10 週休2日による履行実績取組証明書の発行

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

- (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費 ：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について（URL：「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-248.pdf>」）に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）を示すものとし、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

13 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を、「運搬費及び準備費の設計変更について」(URL:「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-26.pdf>」) に示す様式により提示する。
- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、(2) で示す様式の実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の

確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「工事における余裕期間制度の試行について」（URL：「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-47.pdf>」）に示す別紙様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 151 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 9 年 1 月 15 日（工事完了期限日）まで

15 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加したうえで最大 7.5 点を加點評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

○事業（務）所長用

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

16 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第 16 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1) 掘削工	高水敷護岸工			
掘削	粘性土	m ³	3,000	
土砂等運搬	現場→係留施設埋戻	m ³	2,100	
土砂等運搬	現場→現場内一時仮置き	m ³	930	
土砂等運搬	現場内一時仮置き→高水敷護岸工（覆土）	m ³	930	
整地	現場→現場内一時仮置き	m ³	930	
積込（ルーズ）	現場内一時仮置き→高水敷護岸工（覆土）	m ³	930	
2. 高水敷護岸工				
(1) 大型コンクリートブロック工				
連節ブロック張	厚さ220mm 支給品	m ²	2,778	
プレキャスト小口止ブロック	B500×H1000×2m/個	m	40	
プレキャスト小口止ブロック	B500×H1000×1m/個	m	2	
プレキャスト隔壁ブロック	B500×H1000×2m/個	m	40	
プレキャスト隔壁ブロック	B500×H1000×1m/個	m	2	
コンクリート	18-8-25(20BB W/C=65% 小口止, 隔壁, 連節ブロック	m ³	7.5	
型枠		式	1	
吸出し防止材（全面）設置	t=10mm	m ²	50	
(2) 覆土工				
発生土覆土	粘性土	m ³	850	
3. 護岸復旧工				
(1) 左岸下流側護岸復旧工				
連節ブロック張	厚さ220mm 支給品	m ²	90	
コンクリート	18-8-25(20)BB W/C=65% 連節ブロック	m ³	1.1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
吸出し防止材（全面）設置	t=10mm	m ²	9	
捨石投入	割栗石 支給品	m ³	166	
袋詰め玉石	2ton型 流用土（割栗石） 支給品	袋	7	
プレキャスト小口止ブロック	B500×H1000×2m/個	m	16	
プレキャスト小口止ブロック	B500×H1000×1m/個	m	2	
コンクリート	18-8-25(20)BB W/C=65% 小口止	m ³	0.9	
型枠		式	1	
(2)左岸上流側護岸復旧工				
鋼矢板	VL型 L=16m	枚	5	
コンクリート	24-12-25(20)BB W/C=55% 笠コンクリート	m ³	1.8	
型枠	笠コンクリート	式	1	
鉄筋	SD345 D13 笠コンクリート	ton	0.048	
高圧噴射攪拌		本	3	
素地調整工	ブラスト面形成動力工具使用	m ²	8.8	
防食コーティング工	鋼矢板(新材),コーティング厚200μm(2回塗り),無機質系	m ²	8.8	
4. 左岸魚道工				
(1)階段式魚道追加隔壁工				
チッピング	t≤3cm	m ²	1.0	
プライマー塗布	エポキシ樹脂プライマー	m ²	1.0	
コンクリート削孔	削孔径φ19 削孔長130mm	箇所	6	
コンクリート削孔	削孔径φ16 削孔長100mm	箇所	16	
樹脂カプセル	D16用	本	6	
樹脂カプセル	D13用	本	16	
コンクリート	24-12-25(20)BB W/C=55%	m ³	0.4	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
型枠		式	1	
鉄筋	SD345, D16	ton	0.017	
鉄筋	SD345, D13	ton	0.009	
5. 仮設工				
(1) 仮設道路工	敷鉄板 t=22mm			
敷鉄板	係留施設撤去工（左岸下流側） 係留施設撤去工（左岸上流側） 左岸下流側護岸復旧工 左岸上流側護岸復旧工 高水敷 工事用進入路（下流） 旧小学校ヤード	m ²	4,394	
(2) 仮設道路工	高水敷割栗石撤去工			
掘削	割栗石	m ³	2,100	
土砂等運搬	現場→建設発生土受入地	m ³	2,100	
整地		m ³	2,100	
作業残土処理	割栗石	m ³	2,100	
(3) 仮設道路工	進入路撤去工（高水敷）			
掘削	粘性土	m ³	1,100	
土砂等運搬	現場→係留施設（左岸下流側）埋戻	m ³	130	
土砂等運搬	現場→係留施設（左岸上流側）埋戻	m ³	170	
土砂等運搬	現場→建設発生土受入地	m ³	790	
整地	粘性土	m ³	790	
舗装版破碎	アスファルト t=5cm	m ²	679	
殻運搬	アスファルト殻	m ³	34	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	アスファルト殻	m ³	34	
作業残土処理	粘性土	m ³	790	
(4) 仮設道路工	進入路撤去工（上流）			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
掘削	粘性土	m ³	1,900	
土砂等運搬	現場→係留施設（左岸上流側）埋戻	m ³	1,900	
法面整形	切土部	m ²	910	
舗装版破砕	アスファルト t=5cm	m ²	690	
殻運搬	アスファルト殻	m ³	35	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	アスファルト殻	m ³	35	
芝付工	張芝（全面張）	m ²	910	
（5）排水処理工				
排水ポンプ（仮設）	0～7m ³ /min、常時排水 左岸上流側護岸復旧工	箇所	1	
排水ポンプ（仮設）	0～7m ³ /min、作業時排水 左岸魚道工	箇所	1	
（6）安全費				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人	72	
（7）係留施設撤去工	左岸下流側			
路体（築堤）盛土・埋戻	発生土	m ³	2,000	
かごマット	H50×B120 支給品（割栗石）	m	368	
吸出し防止材（全面）設置	t=10mm	m ²	466	
袋詰め玉石	2ton型 流用土（割栗石） 支給品	袋	25	
鋼矢板引抜工	25H L=12.5m（引抜き長12.2m） 引抜	枚	113	
架台	鋼材7.86t 撤去	箇所	1	
H形鋼	H400 引抜き長 8.0m 引抜	本	6	
H形鋼	H200 引抜き長 5.0m 引抜	本	15	
殻運搬	金属くず	ton	182.69	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	金属くず	ton	182.69	
（8）係留施設撤去工	左岸上流側			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
路体（築堤）盛土・埋戻	発生土	m ³	1,900	
かごマット	H50×B120 支給品（割栗石）	m	478	
吸出し防止材（全面）設置	t=10mm	m ²	603	
袋詰め玉石	2ton型 流用土（割栗石） 支給品	袋	29	
鋼矢板	25H L=12.5m（引抜き長12.2m） 引抜	枚	99	
架台	鋼材7.86t 撤去	箇所	1	
H形鋼引抜	H400 引抜き長 8.0m	本	6	
H形鋼引抜	H200 引抜き長 5.0m	本	15	
殻運搬	金属くず	ton	162.91	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	金属くず	ton	162.91	
（9）仮締切工	左岸上流側護岸復旧工			
仮設鋼矢板	45H L=14.0m（陸上施工・油圧圧入工） 支給品	枚	12	
大型土のう	水中施工 設置 支給品	袋	36	
大型土のう	陸上施工 設置 支給品	袋	8	
大型土のう	水中施工 撤去 作業残土処理	袋	36	
大型土のう	陸上施工 撤去 作業残土処理	袋	8	
遮水シート張	厚1.0+10.0mm	m ²	60	
殻運搬	廃プラスチック	ton	0.128	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	廃プラスチック	ton	0.128	
鋼矢板	45H L=14.0m（陸上施工） 引抜	枚	12	
殻運搬	金属くず	ton	23.34	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	金属くず	ton	23.34	
（10）仮締切工	左岸魚道工			
仮締切用木製角落し	針葉樹材 厚5cm×幅20cm 程度 設置撤去	箇所	2	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1 1)除雪工				
除雪工	工事用道路	m3	1, 100	
除雪工	構造物周辺	m3	950	
6. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
重建設機械分解・組立・輸送	クローラクレーン	式	1	
仮設材輸送	敷鉄板	式	1	
仮設材輸送	鋼矢板	式	1	
(2)安全費				
共通仮設（積上げ）				
安全費				
融雪処理工	環境配慮型（20kg/袋）	袋	139	
(3)技術管理費				

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

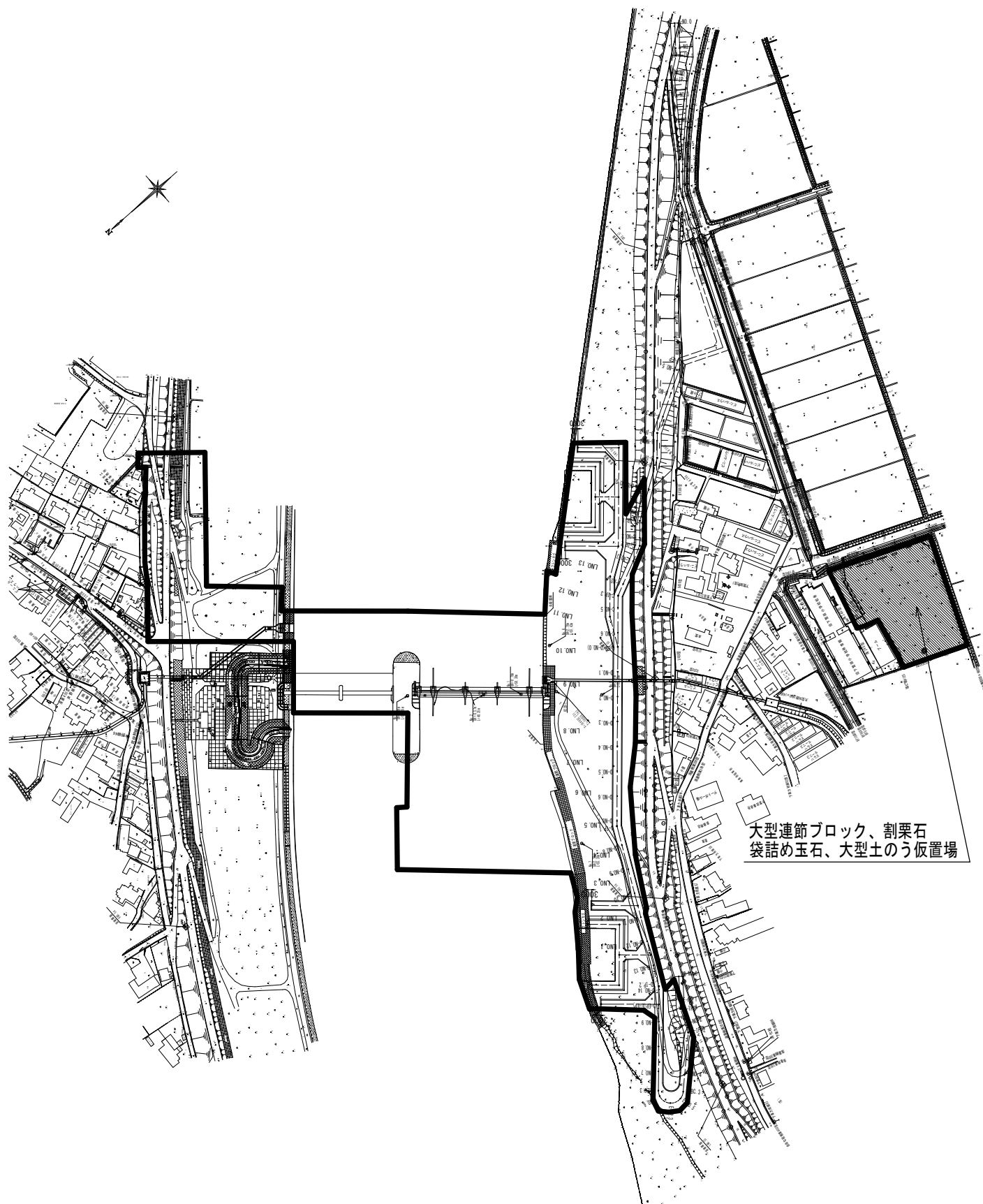
東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - (2) 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - (3) 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。
 - (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議のうえ、当該期間に含めることができるものとする。
 - (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
 - (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
 - (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
 - (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ア 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整のうえ、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - イ 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ウ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。
 - (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
 - ア 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
 - イ 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ウ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

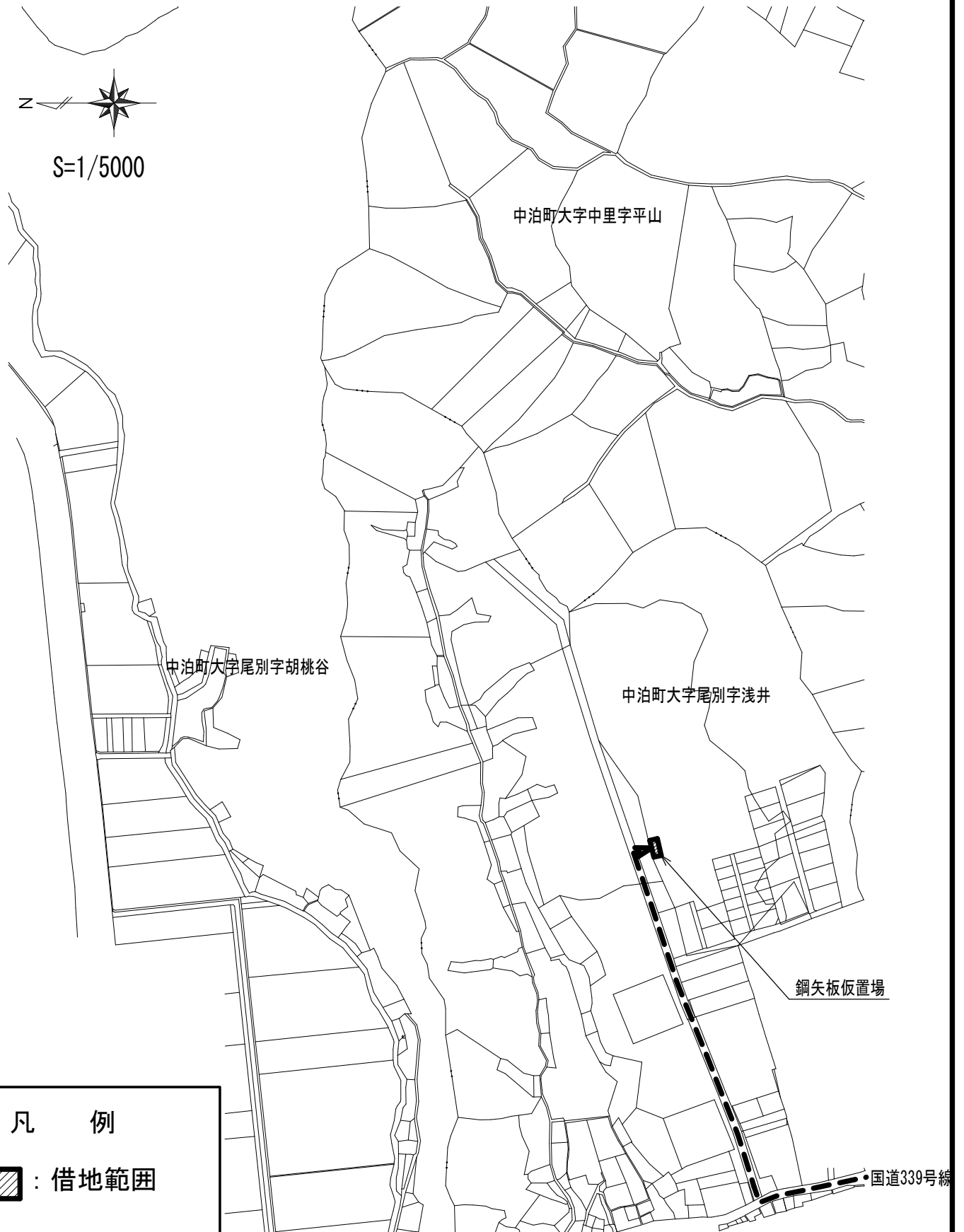
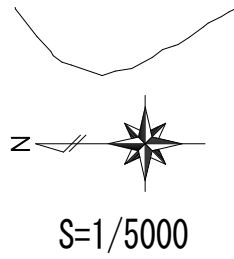
工事用地図
(旧小学校ヤード)



- : 工事期間占用範囲
- : 借地範囲

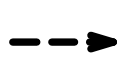
工事用地図 (中里山ヤード)

【別図-2】



凡 例

 : 借地範囲

 : 現場搬入路
(公道利用)

令和8年度 十三湖農地防災事業
芦野頭首工係留施設撤去他工事
図 面 目 録

図番	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	芦野頭首工平面図	1	
3	横断図 (1/2)	1	
4	横断図 (2/2)	1	
5	護岸工展開図	1	
6	左岸階段式魚道(隔壁追加)一般図	1	
7	左岸階段式魚道(隔壁追加)構造配筋図	1	
8	復旧図 (仮設道路)	1	
9	復旧図 (係留施設護岸)	1	
10	復旧図 (締切端部護岸) (1/2)	1	
11	復旧図 (締切端部護岸) (2/2)	1	
12	仮締切端部左岸護岸復旧仮設図	1	
13	敷鉄板配置図	1	
計		13	